

茨木市告示第 233 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置するものがその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アークスクエア茨木
所在地 茨木市南目垣二丁目 5 4 3 番

(2) 変更事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) アークスクエア茨木
茨木市南目垣・東野々宮土地地区画整理事業 8 街区
(変更後) アークスクエア茨木
茨木市南目垣二丁目 5 4 3 番

②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃 4 4 5 番地
株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野 善紀
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役社長 佐藤 好文
新潟県三条市上須頃 4 4 5 番地
株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 佐野 財丈
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり

(3) 変更年月日 令和 7 年 5 月 2 1 日 他

(4) 届出年月日 令和 7 年 7 月 4 日

2 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間 令和7年7月18日から令和7年11月18日まで

(2) 縦覧の場所 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市産業環境部商工労政課 本館7階

3 意見書の提出先 〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市産業環境部商工労政課

令和7年7月18日

茨木市長 福岡 洋一